7　法第六十八条の四十三の二第一項、第二項、第五項、第八項又は第十項の規定の適用がある場合において、同条第一項、第二項若しくは第五項に規定する連結親法人若しくはその連結子法人、同条第八項に規定する合併法人又は同条第十項に規定する分割承継法人等の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の四十三の二第一項又は第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の四十三の二第二項、第八項又は第十項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

（特定事業再編投資損失準備金）

第三十九条の七十二の三　法第六十八条の四十三の三第三項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一　法第六十八条の四十三の三第三項に規定する連結親法人又はその連結子法人の積み立てた同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第六十八条の四十三の三第一項に規定する計画の認定を受けた日から当該特定事業再編投資損失準備金に係る産業競争力強化法第二条第十二項第二号に規定する特定会社（第三項において「特定会社」という。）の第三十二条の四第一項に規定する財務目標達成日までの期間の月数（次号において「目標到達期間の月数」という。）が四十八以上六十未満である場合　三十六

二　目標到達期間の月数が四十八以上六十未満である場合　四十八

三　前二号に掲げる場合以外の場合　六十

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　法第六十八条の四十三の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）に係る特定会社の株式若しくは出資又は債権の一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額のうちに占める割合

二　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第十八項に規定する出資の払戻しにより出資の一部を有しないこととなつた場合　同項に規定する割合

4　連結親法人又はその連結子法人が法第六十八条の四十三の三第一項に規定する認定特定事業再編計画につき同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該認定特定事業再編計画につきこれらの規定の適用を受ける最初の連結事業年度（当該認定特定事業再編計画につき法第五十五条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けた事業年度後の連結事業年度を除く。）その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5　法第六十八条の四十三の三第一項から第四項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の四十三の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

第三十九条の八十二第一項中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第六十八条の五十四第五項第三号」を「第六十八条の五十四第四項第三号」に、「当該特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から一年を経過する日までに、当該」を「同号の」に、「第三十三条の四第四項第一号」を「第三十三条第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた連結親法人又はその連結子法人のその移転を受けた日を含む連結事業年度における当該特定原子力発電施設に係る法第六十八条の五十四第一項に規定する積立限度額を計算する場合の同項の規定の適用については、当該適格合併の日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数をもつて同項に規定する連結事業年度の月数とし、当該特定原子力発電施設に係る同項に規定する積立期間の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数を控除した月数を控除して同項に規定する控除した月数とする。

第三十九条の八十二第五項中「又は第三項から第五項」を「から第四項」に、「第六十八条の五十四第三項から第五項」を「第六十八条の五十四第二項から第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条の八十三第五項第二号中「火災共済協同組合及び法第五十七条の五第一項第七号」を「法第六十八条の五十五第一項第六号に規定する火災等共済組合（第八項第二号及び第十三項第二号ロにおいて「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第六号」に、「第十三項」を「第十三項第二号ホ」に改め、同条第八項第二号及び第十三項第二号ロ中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十四項第三号ロ中「第三十三条の五第十四項第一号」を「第三十三条の二第十四項第一号」に改め、同項第四号中「第三十三条の五第十四項第二号」を「第三十三条の二第十四項第二号」に改める。

第三十九条の八十四の二第六項中「指定会社」の下に「、同条第九項に規定する合併法人又は同条第十一項に規定する分割承継法人」を加える。

第三十九条の八十四の三第三項中「第三十三条の六の三第三項」を「第三十三条の五第三項」に改め、同条第四項中「指定会社」の下に「、同条第八項に規定する合併法人又は同条第十項に規定する分割承継法人」を加える。

第三十九条の八十五第二項中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第三項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、同条第四項中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第五項中「第三十三条の七第四項」を「第三十三条の六第四項」に改め、同条第六項中「第三十三条の七第六項」を「第三十三条の六第六項」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第七項、第十一項及び第十二項中「第三十三条の七第六項」を「第三十三条の六第六項」に改め、同条第十三項中「第三十三条の七第十項」を「第三十三条の六第十項」に改める。

第三十九条の八十八第九項第一号中「法第六十八条の四十三第二項第六号ハに規定する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該外国法人の株式又は出資の全部を国（外国を含む。）又は地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）が有していること。

ロ　当該外国法人が資本又は出資を有しない法人であること。

ハ　当該外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国の法令又は当該外国法人の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより内国法人の出資につき禁止又は制限がされていること。

ニ　当該外国法人が資金の調達につき内国法人の出資に応じないことその他これに準ずる事情